

令和２年美浦村告示第６７号

令和２年第２回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年５月１３日

美浦村長 中 島 栄

記

- １．期 日 令和２年６月９日 午前１０時
- ２．場 所 美浦村議会議場

令和２年美浦村議会第２回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	6 月 9 日	火	(開会) ○本会議 ・選挙 ・報告、質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・請願委員会付託
2	6 月 10 日	水	○総務経済委員会 (議案調査) ○厚生文教委員会 (議案調査)
3	6 月 11 日	木	○議案調査
4	6 月 12 日	金	○議案調査
5	6 月 13 日	土	○議案調査
6	6 月 14 日	日	○議案調査
7	6 月 15 日	月	○議案調査
8	6 月 16 日	火	○議案調査
9	6 月 17 日	水	○本会議 ・一般質問
10	6 月 18 日	木	○議案調査
11	6 月 19 日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

**令和２年第２回
美浦村議会定例会会議録 第１号**

令和２年６月９日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(選挙)

選挙第１号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙について

(一括報告・質疑)

報告第１号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村一般会計）

報告第２号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計）

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第１号 村道路線の廃止について

議案第２号 村道路線の認定について

議案第３号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第４号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第５号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第６号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第７号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第８号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第９号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 あっせんの申立てについて

議案第11号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第２号）

(請願付託)

請願第１号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

１．出席議員

１番	下村宏君	２番	山崎幸子君
３番	北出攻君	４番	松村広志君
５番	葉梨公一君	６番	小泉嘉忠君
７番	塚本光司君	８番	岡沢清君
９番	飯田洋司君	１０番	林昌子君
１１番	小泉輝忠君	１２番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	富 永	保 君
総 務 部	長	平 野	芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田	正 己 君
経 済 建 設 部	長	濱 田	勘 木 君
教 育 次	長	木 鉛	昌 夫 君
総 務 課	長	青 野	克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野	眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第2回定例会へのご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。

なお、5月1日から、県においてもクールビズになってきております。したがって、議場においてもですね、上着を脱ぐ、またネクタイ着用等については、自分で調整をしていただいて結構です。よろしくお願いをいたします。

これより、令和2年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきます。
村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和2年第2回美浦村議会定例会にご参集、ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、村政の発展と地域の活性化にご尽力されておりますことに、心より感謝申し上げます。

また、下村議長におかれましては、このたび、茨城県町村議会議長会の会長に就任されたこと、改めましてお祝い申し上げます。

美浦村では、平成28年6月に沼崎議員が、茨城県の町村議会議長会の会長を歴任されております。それ以前では、昭和58年に鈴木三千雄——当時の議長が就任されており、下村議長で、美浦村では3人目となります。茨城県12町村議会の大役を美浦村の議長が担うことになりました。ご活躍のほど、ご期待を申し上げます。

関東地方も今週末から、梅雨に入るとの予報もあります。

議員各位には、季節の変わり目に寒暖の差もありますので、体調を十分管理され、村民のためにご活躍いただきますよう、お願いいたします。

新型コロナウイルスの感染は、今、世界中に広がりましたが、日本では緊急事態を発出し、3密での接触や外出の自粛を要請した効果があらわれ、新たな感染も抑えられてきました。

しかし、第2波の影響で発症している地域もありますが、茨城県では、5月6日から昨日まで34日間、新たな感染者の報告がなく、健全な日常に戻りつつあります。今後も、衛生面に気をつけて、感染するような3密を避ける新たな生活スタイルが、日常の過ごし方になっていくのかと思われます。村民の日常においても、新たな生活を模索していただきたいと思っています。

現在、定額給付金も、先週5日には、約54%の方に給付されました。今週の金曜日、12日までは、約86%以上に給付される見込みであります。

国の給付終了後、村独自の支援給付を、6月24日の送付から、7月13日の給付を目指して実施してまいります。

全世帯1人当たり3,000円と、子供にはプラス5,000円を上乗せ給付。それと、ことし4月28日以降、来年の令和3年3月31日までに生まれる新生児には、1人当たり10万円を給付することといたしました。

毎年6月中に行われてきました、稲敷市・阿見町・美浦村3市町村合同の霞ヶ浦沿岸水防訓練が、今年度は中止となりました。予期せぬ自然災害は、ふだんの訓練が、住民の安全安心を支えていくものであります。コロナ感染が終息されれば、訓練の実施に向けて、3市町村で改めて協議を進めていきたいと思っております。

本定例会に提出されました案件は、報告第1号で、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村一般会計）が1件、報告第2号で、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計）が1件、選挙第1号で、美浦村選挙管理委員会委員の選挙についてが1件、議案第1号で、村道路線の廃止についてが1件、議案第2号で、村道路線の認定についてが1件、議案第3号で、美浦村部設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村税条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、美浦村後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例が1件、議案第7号で、美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で、美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、あっせんの申立てについてが1件、議案第11号で、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件の、14案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

なお、ただいま村長の挨拶にありましたように、3密を避けるためにですね、短縮での会議としたいということで、皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

6番議員 小 泉 嘉 忠 君

7番議員 塚 本 光 司 君

8番議員 岡 沢 清 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 選挙第1号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

この案件は、選挙管理委員4名及び補充員4名について選挙を行うものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにししたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、選挙管理委員には、高橋洪夫君、河崎博行君、沼崎 実君、下村昌史君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました4名を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、高橋洪夫君、河崎博行君、沼崎 実君、下村昌史君が、選挙管理委員に当選をされました。

ただいま当選されました方々には、後ほど文書をもって告知をいたします。

次に、選挙管理委員の補充員には、第1順位 菅谷幹夫君、第2順位 椎名 実君、第3順位 塚本千代子君、第4順位 大津英幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、第1順位 菅谷幹夫君、第2順位 椎名 実君、第3順位 塚本千代子君、第4順位 大津英幸君が、選挙管理委員の補充員に当選をされました。

ただいま当選された方々には、後ほど文書をもって告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村一般会計）及び日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計）の報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号及び報告第2号について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書（令和元年度美浦村一般会計）についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本年の第1回美浦村議会定例会において、令和元年度美浦村一般会計補正予算（第6号）により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたの

で、報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

プレミアム付商品券事業につきまして、設定額4,541万5,000円を繰り越しいたしております。

この財源につきましては、国庫補助金のプレミアム付商品券事業費補助金及びプレミアム付商品券事務費補助金で1,261万5,000円、プレミアム付商品券売払収入で3,280万円となっており、そのうち62万5,500円が収入済みとなっております。

次の江戸崎地方衛生土木組合負担金につきましては、設定額9,440万1,000円を繰り越しております。

この財源につきましては、震災復興特別交付税で9,101万5,000円が収入済みとなっており、残りの338万6,000円が一般財源となっております。

最後に、産地確立推進事業につきましては、設定額454万4,000円と同額を繰り越ししており、この財源につきましては、県補助金の強い農業づくり補助金で363万5,000円、残りの90万9,000円が一般財源となっております。

続きまして、報告第2号 繰越明許費繰越計算書（令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計）につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本年第1回美浦村議会定例会において、令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道事業の国庫補助事業分として、事業費2,902万7,000円の繰越明許費を設定しましたが、設定額と同額の2,902万7,000円を繰り越しています。

財源につきましては、国庫支出金1,451万3,500円、村債で1,450万円、受益者負担金繰り越し分として1万3,500円でございます。

以上、報告第1号及び報告第2号につきましてご説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

○議長（下村 宏君） 次に、日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。
以上で報告を終わりといたします。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第1号 村道路線の廃止についてから、日程第16 議案第11号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第2号）までの11議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第11号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号 村道路線の廃止についてからご説明申し上げます。

議案書の8ページ・9ページになるかと思います。

まず、9ページの上段の廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。

こちらは、ジーベンケミカル株式会社と東海漬物株式会社の間に位置する村道であります。村道2108号線から南の方向に延びる、延長280.4メートルの未舗装の道路であります。行きどまりとなっているため一般の方は通行されておらず、今後も同様の利用状況と考えられる村道であります。

今般、村道2082号線に接する土地の所有者より、村道の払い下げの申請がありましたので、美浦村村有財産管理委員会において審議を行いましたところ、払い下げを「可」とする結論に至りました。

今後、払い下げの手続を進めるに当たりまして、一旦、村道2082号線の廃止をお願いするものであります。

続きまして、下段の廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。

こちらは、日本テキサス・インスツルメンツ合同会社の西側に位置する村道で、村道同士が重複している箇所となっております。市外化区域内で、住宅建築の要望がある区域であることから、より利便性を向上させるため、この重複を解消し再編成するため、一旦、村道2104号線の廃止をお願いするものであります。

続きまして、議案第2号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書の10ページ・11ページになります。

11ページの上段の認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

村道2082号線につきましては、議案第1号で一旦廃止をお願いいたしました路線につきまして、認定路線調書及び位置図のとおり再編成いたしましたので、改めて村道認定をお願いするものであります。

続きまして、下段の認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

村道2104号線は、村道同士の重複箇所が生じたことから、これを解消するため、議案第1号で一旦廃止をお願いしました路線につきまして、認定路線調書及び位置図のとおり再編成しましたので、改めて村道認定をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

続きまして、議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、行政サービスの向上を図り、かつ社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織として一部見直しを行った結果、今般、電気事業に関する業務を生活安全課から企画財政課に移管することから、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第4号 美浦村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

本案の、美浦村税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税等にかかわる特例措置を講ずることとした、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、美浦村税条例の一部を改正するものであります。

当該条例の主な改正内容でございますが、固定資産税では、生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充を行い、軽自動車税環境性能割では、臨時的軽減の延長を行っています。

また、個人住民税では、イベントを中止等をした事業者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄付金控除を適用し、住宅ローン控除の適用要件の弾力化を行っております。

続きまして、議案第5号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、本条例の当該通知カードにかかわる手数料の規定を削るものでございます。

続きまして、議案第6号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連で、茨城県後期高齢者医療広域連合の条例改正に伴うものです。広域連合が新型コロナウイルス感染者等への傷病手当金の支給を行うこととしましたため、その申請受付事務を追加するものでございます。

続きまして、議案第7号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国保被保険者のうち、被用者で新型コロナウイルス感染、または感染の疑いがあるものへ傷病手当金を支給する改正をするものでございます。

続きまして、議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、低所得者の保険料の軽減強化にかかわる介護保険法施行令の改正に伴い、第1段階から第3段階までの第1号被保険者の減額賦課について、減額幅を引き上げるものであります。

続きまして、議案第9号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、議案第3号同様、電気事業に関する業務を生活安全課から企画財政課に移管することから、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第10号 あっせんの申立てについてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

本案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して、美浦村が実施した放射線対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じていない損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第11号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ4,468万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,549万円とするものでございます。

今回の補正は、令和2年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で、早急な予算措置が必要になったものにつきまして、計上をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

徴税費の税務総務費では、会計年度任用職員にかかわる人件費等193万5,000円を計上いたしております。

次の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関して、昨年度に戸籍法の一部が改正され、法務大臣から本籍地市区町村に対する取得番号の通知を受ける機能及び対象者が、いずれの市区町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものである場合には、その旨を法務大臣に通知する機能を備える必要があるため、戸籍情報システムの改修費として149万6,000円を計上いたしております。

次の住民基本台帳事務費につきましても、住民基本台帳法等の改正により、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現を図ることを目的とした、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修が必要となったことから、752万2,000円を計上いたしております。

なお、財源につきましては、先ほど戸籍事務費及び住民基本台帳事務費いずれにおきましても、全額国庫補助となっております。

続いて民生費について申し上げます。

児童福祉費の児童福祉総務費では、施設型給付事業費で199万8,000円を計上いたしております。

この事業は、保育に要した費用について、私立の認定こども園へ、委託料として支払うものなのですが、4月から、基本単価が高い施設へ入園した児童について、当初予算額で見込んだ額に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、国・県の補助金が4分の3、4分の1が一般財源となっております。

続いて、衛生費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

清掃費の塵芥処理費では、塵芥処理事業費で、ごみ収集委託料として25万9,000円の増額補正をお願いしております。

今回の補正は、ごみ集積場までごみを運ぶことが困難な高齢者、身体障がい者等のみの世帯で一定の条件を満たした世帯に対し、ごみ収集運搬委託業者が戸別訪問し、ごみを収集する事業を行うものでございます。

続いて、消防費について申し上げます。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、令和元年度自治消防団員退職者29名分の退職報奨金1,188万1,000円の増額補正をお願いしております。長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

次の災害対策費では、災害対策事業費で、被災者生活再建支援システム維持管理負担金の追加分として13万7,000円、台風15号により被災された住宅の復旧に対する補助金200万4,000円を計上いたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

中学校費の学校管理費では、中学校施設管理費で、土地購入費として1,650万円を計上い

たしております。

こちらにつきましては、先般の臨時議会でご承認をいただきました不動産鑑定の評価結果を受けまして、当該地の取得をお願いするものでございます。

なお、当該地面積は1,818平米、約550坪で、坪当たり3万円となっております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、29ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金及び県支出金では、それぞれの歳出予算の中でご説明いたしました事業の財源となるものが主なものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして2,099万9,000円の増額補正を行い、繰入予算額を1億6,587万1,000円といたしております。

最後に、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、退職消防団員に対する報償金としまして1,188万1,000円の増額補正をいたしております。

以上、議案第1号から議案第11号について、一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には、続いての提案理由の説明、大変お疲れさまでした。

6月1日までに受け付けしました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託をいたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時35分 散会

**令和２年第２回
美浦村議会定例会会議録 第２号**

令和２年６月１７日 開議

一般質問

松村 広志 議員

林 昌子 議員

山崎 幸子 議員

１．出席議員

１番	下 村 宏 君	２番	山 崎 幸 子 君
３番	北 出 攻 君	４番	松 村 広 志 君
５番	葉 梨 公 一 君	６番	小 泉 嘉 忠 君
７番	塚 本 光 司 君	８番	岡 沢 清 君
９番	飯 田 洋 司 君	１０番	林 昌 子 君
１１番	小 泉 輝 忠 君	１２番	沼 崎 光 芳 君

１．欠席議員

な し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	富 永 保 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	濱 田 勘 木 君
教 育 次	長	木 鈴 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君

１．本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

きょうは、クールビズの観点からも、先に示しましたとおり、ポロシャツ議会というように、議員・執行部とも、それぞれが協力をしていただきました。

ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和2年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

距離も十分保っているというふうに思いますので、マスクは外させていただきます。よろしく願いいたします。

通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、このたびの新型コロナウイルスにおいて被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この春、イタリアの作家が上梓した本が話題となりました。パンデミックの過中、極度の恐怖の中、こうつぶっております。「僕たちは今、地球規模の病気にかかっている最中であり、パンデミックが僕らの文明をレントゲンにかけているところだ。数々の真実が浮かび上がりつつあるが、いずれも流行の終焉とともに消えてなくなることだろう。もしも、僕らが今すぐそれを記憶に留めぬ限りは。さらに、全てが終わったとき、本当に僕たちは、以前とまったく同じ世界を再現したいのだろうか。」

では、質問をさせていただきます。

世界的感染拡大がとまらない中、日本における爆発的感染の抑止対策は一旦、構想した感がある。しかし、多くの専門家が、今後の第2波・第3波襲来へ強い危機感をあらわしている。加え、近年の台風や集中豪雨などによる自然災害は、多くの生活に甚大な損害を与え、ときに避難を強いられることも少なくない。その中、政府は、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示す、防災基本計画を修正した。基本計画では、避難所の過密を抑制するため、避難先を分散させる必要性を強調。また、住民にあっては、自宅にと

どまることや、親類・友人宅に身を寄せることも選択肢として説明しております。

新型コロナ禍における大災害時の新しい避難対策として、次の5点を質問いたします。
新型コロナ対応の避難のあり方について、その見直しと周知について。避難所におけるソーシャルディスタンスの確保。新型コロナウイルス対応の備蓄用品の追加対応。ハザードマップやタイムラインの確認。生活困窮世帯への備品の提供や生活費補助。

以上、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） おはようございます。

松村議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策実施中の災害に対しての避難については、避難者に対し、発熱やせきなどの症状があるかどうかの確認を行い、一般避難所と専用避難所、または個室等専用スペースのすみ分けを行う必要があります。

一般避難所でも、定期的な健康確認や消毒作業を実施し、十分なスペースを確保できるよう、避難所レイアウトの工夫を行う必要があります。現在の状況で避難の情報を発信する場合には、最初から2部屋、または2カ所の避難場所の設置を考え、避難者には、体調の確認をしながら対応していきたいと考えます。村民の方には、「安全が確認されている場合、本当に避難所に行く必要がある方を適切に受け入れられるよう、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要性を再検討し、避難所だけでなく、親戚・友人宅に避難できるようあらかじめ準備をしていただき、また、避難をされる場合には、可能な限り必要な物（マスク、体温計、手指消毒液等）を持参してほしい。」という内容の防災情報を、広報みほ6月号に掲載しております。

避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者同士が十分なスペースを確保できるよう、避難者数の把握をしながら、避難所内が過密になる可能性があれば、他の避難所を設置、案内することも考えていきます。新たに、避難所内で場所を区切れるようにパーティション材を購入します。マスク、消毒液は、使用したものの補充と、品薄状態のものについては予約して、必要数を確保していきます。段ボールベッドについても、備蓄数をふやしていきたいと考えます。また、視覚的に温度がわかるサーモグラフィーの有用性も検討をしていきます。随時、必要なものについては、情報を収集しながら購入したいと考えます。

村の洪水ハザードマップについては、昨年度更新を行っております。

今年度、県で土砂災害警戒区域の再調査が実施される予定であり、変更があれば、土砂災害ハザードマップの更新も行う必要があると考えています。また、国土強靱化地域計画の策定を今年度行うため、ハザードマップでの連携・活用を検討中です。

台風等の災害発生時の村としての行動及び村民の方の行動の指針となるタイムラインについては、国や各種機関が住民自身の「マイ・タイムプラン」を作成することを進めていますので、その情報の提供や周知をしていきたいと考えます。

生活困窮世帯等への備品の提供・生活費補助については、災害に備えてということではありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減った方については、各種経済対策による貸付金や交付金を活用していただきたいと考えます。

以上、松村議員の回答といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

長崎大学の山本教授によれば、「コロナがなぜヒト社会に出現したか」について、次のように考察しています。

「野生動物が暮らす生態系に人間が進出したのが大きな原因、新たな感染症は基本的に動物からやってくる。長い人類史の中で繰り返されたことが、今回また一つ起きた。最近のSARSや鳥インフルエンザ、エボラ出血熱なども同様、背景には、自然環境の止めどない開発や、地球温暖化による野生動物の生息域の縮小などがある。近代的な行為の結果といえよう。私たち研究者は、感染症が流行する原因を一生懸命に突き止めようとしてきた。しかし、近年、本当は逆ではないかと思うようになってきた。人間の目には、ウイルスなどの病原体が自然と勝手に流行しているように映るが、そうではない。実は人間社会のありようが、感染の広がり方などを決定付けている。」と。

次の質問をさせていただきます。

新型コロナが浮き彫りにした日本社会の課題について、日本大学の先崎教授いわく、「長年日本が抱えていた『弾力性のない社会』の様相が大きく顕在化。その背景は二つあり、一つはアメリカを中心とする新自由主義経済に基づく世界経済の過剰競争。グローバル化は、日本にある個人商店にまで直接影響を及ぼすなど、地域コミュニティを揺るがし、世界経済の流れに翻弄される社会を生んだ。もう一つは、非正規雇用の増加、グローバル企業が業績を維持するために、非正規雇用で賃金を抑えたことで、国民の二極化を招いている。結果、多くの日本人が不安定や不安に陥れられた。社会が複雑化する一方で、不安定の要因をワンイシュー（単一争点）で求めようとする風潮が強まり、健全な連帯意識の崩壊につながりかねない芽を生んでしまっている。こうした現象は日本のみならず、アメリカでは『米国第一主義』というワンイシューを掲げた大統領が国民を魅了したように、国内に深刻な分断を生んでいる。」と。

その先には何が待っているのでしょうか。

世界的教育者はかつて、こう箴言されました。

「人類の絶滅さえ引き起こしかねない現代文明の危機の最大の元凶は人間の心に巣くう分断のエネルギーである。」さらに教授は、「人間が生きていく上での価値観について、グローバル化によって長年経済的に豊かになることに価値基準が置かれてきたが、改めて、何のために私たちはお金を稼ぐのだろうか？」と、手段と目的に言及。そして、「今回のコロナ禍は、社会活動が否応なしに制約を受ける中で、社会の負の側面を浮かび上がらせた。われわれの生死観とも言うべき生き方そのものを見つめ直す契機であり、『新しい生

活様式』の中に取り組みねばならない。」と結んでおります。

今、新型コロナの影響により、多くの家庭や事業がその営みに窮しております。

それを受けて政府は、全ての人に一律10万円の特別定額給付金や、収入が半減した中小企業などの法人に最大200万円、個人事業主に最大100万円を手当てする持続化給付金を支給しております。特別定額給付金については、今月10日までに約2,101万世帯4,910万人に支給がなされております。

本村の給付状況について伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの松村議員の質問にお答えをいたします。

特別定額給付金の申請状況についてお尋ねをいただきました。

1人10万円の給付を柱とする国の2020年度補正予算案は4月30日に成立をし、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

給付対象者は基準日の令和2年4月27日において、住民基本台帳に登録されている方であり、給付額は、給付対象者1人につき10万円として計算をされ、受給権者は、その者の属する世帯の世帯主となっております。

給付金の申請は、オンライン方式及び郵送方式を基本とし、収入の減少等により一刻も早く給付金を必要としている世帯のため、5月11日から申請書ダウンロード方式による申請も受け付けております。

振り込みは毎週金曜日とし、最初の支給日は、オンライン方式が5月15日、ダウンロード式が5月22日、郵送方式が6月5日で、申請者本人の銀行口座への振り込みにより行いました。

特別定額給付金の申請状況につきましては、6月12日、先週の金曜日時点で、給付対象世帯6,753世帯のうち6,032世帯で、89.3%の支給率でございます。

あ、——申請率でございます。給付金額につきましては、15億1,130万円のうち13億230万円で、86.2%の給付率でございます。

また、児童手当受給者に対し、児童1人につき1万円を支給する、子育て世帯への臨時特別給付金は、6月8日に通知を発送しました。該当者は928名で、6月22日の支給を予定しております。なお、公務員の方は、居住する市町村に対して申請が必要となる関係で、この人数には含まれておりません。また、受給を辞退することも可能となっておりますが、辞退した方はおりませんでした。

さらに、村単独で行う事業としまして、特別定額給付金の受給者に対して1人3,000円、さらには18歳以下、平成14年4月2日以降生まれの方には1人5,000円を上乗せして8,000円を給付する、美浦村新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金事業を予定しております。こちらは6月24日、この日に、みほ広報配布日にあわせまして周知をしまして、7月13日の給付を目指して作業を行っているところでございます。

あわせまして、特別定額給付金の対象外となる基準日以降の4月28日から令和3年3月31日までに出生した子供に対して10万円を支給する事業も、準備が整い次第給付をしたいと考えております。

以上、松村議員の質問にお答えいたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 5月下旬に行われた労働政策研究所のネット調査では、新型コロナの影響下、正社員で減収となったのは約21%に対し、非正規では実に約30%にも上っております。このことから、今回の10万円の支給は多くの方々に有用な支援であると言えます。

さきの報告でも、未だ手続に至らない方が少なからず存在しております。個々理由から受け取りをご辞退されるケースもありますが、申請期限の8月まで、どのように周知徹底を図るか伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） 松村議員の質問にお答えいたします。

特別定額給付金の周知方法につきましては、広報みほ、美浦村ホームページ及びM i h o V i s i o n等にて周知を行ってきております。

申請拒否等を含む申請漏れ対策につきましても、同様の周知に加えまして、関係する全ての機関と連携を図りながら、最後の1人まで給付できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上、松村議員の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

給付されるお金は国民が、そして村民お一人お一人が懸命に積み上げてきた血税であります。誰一人取り残すことがないように、最後まで細やかなご対応を、よろしく願いいたします。

昨年11月、地球環境はもう戻れないところに行ってしまった可能性がある、との論文が科学誌「ネイチャー」に掲載され、世界に衝撃が走りました。地球が既に後戻りできない転換点、ティッピングポイントに近づいており、あと10年から20年のうちに制御できない状況になるかもしれない。東京大学の山本名誉教授の論文であります。地球温暖化のような非常に幅広い分野にまたがる問題は、一人の人間が全てについて見識を持つのは不可能だとし、よって国連などの専門家集団、例えばI P C C（気候変動に関する政府間パネル）による共通の見解を尊重すべきと主張。その上で、今後の途方に言及。約2千年前に起きた、第一次精神革命とされる農業改革革命では、都市国家が形成される過程で貧富の格差が生まれ、権力関係ができ、その結果生じた不条理を解決するために、哲学や宗教が生まれた。今はそれに続く人間精神の革命が必要であり、この10年で人類の運命が決まっている。と展開されております。古より東洋哲学では、環境と人間はともに密接にかか

わること教え、これを「依正不二」と説いております。自然破壊は人間の命を脅かすものとなり、逆に、自然を守ることが人間を守ることにつながる、と認識することであります。

これに関連して、北海道大学・人獣共通感染症リサーチセンターでは、高田教授のもと、人の健康・動物の健康・環境の健康は互いにつながっていると捉える、ワンヘルスの概念をもとに教育・研究が進められております。

最後に本村のSDGsの推進について伺います。

全ての国連加盟国が2030年までの達成を目指す、持続可能な開発目標SDGsは、平和やエネルギー問題、貧困と飢餓の撲滅など、それらに加え、感染症への対処も掲げております。前回の質問でも触れましたが、新型コロナウイルス対策も——対応も含まれております。そしてさらに、この対策に取り組むことは、実にSDGsのあらゆる問題、地域のあらゆる課題に取り組むことにも通じてまいります。

今年度より第7次総合計画が始動いたしました。同時に、基本構想における各施策の取り組みも明示されました。そこで、今後の本村におけるSDGsの活動について伺います。各項目ごとにマトリクス化した取り組みに対し、SDGs達成への限られた10年の中、目標の明確化とPDCA（継続的改善）は、どう行われるのかを伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

松村議員からは、前回の定例会でSDGsの取り組みについてご質問をいただき、当時の第7次美浦村総合計画（案）の考え方に基づいて、答弁をさせていただきました。

今回、このSDGs推進のあり方についてのご質問となりますので、現時点での考え方について答弁させていただきます。

取り組みにおける目標の明確化と、その取り組みがPDCAにより、どのように推進されるかということについて答弁いたします。

現在、本村における事業実施の方向性や進捗状況の把握は、ことしの第1回定例会で当初予算説明資料としてもごらんいただいた、行政評価シートを活用して行っております。事業の目的、概要、指標の設定、そして事業評価等多くの項目がありますが、第7次総合計画が策定されたことにより、今後、このシートに前期基本計画の指標を落とし込むこととあわせて、マトリクス化されたSDGsの考え方を落とし込む方向で検討しております。そのことにより、議員ご指摘のPDCA継続的改善管理がなされていくと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 今後、具体的に取り組みを進めていくのは職員方であります。

さらなるスキルの向上は、どう図られていくのか、またそのための研修などの実施についてはどう考えるか。

さらに、村民の方々への周知と意識向上は本村SDGs達成のかぎとなります。

これからの取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

職員研修についてですが、昨年度末の3月25日に、管理職を対象としたSDGs研修を実施しています。今後は、実際に業務を担当している係長クラスを対象とした研修を実施します。

村民への周知と意識向上については、議員ご提案のとおり、広報みほを活用していければと考えております。世界中でSDGsへの取り組みが進んでいます。

そして、ESG（環境・社会・企業統治）活動として、具体的に展開する日本企業もふえています。実際に、SDGsのピンバッジを胸につけた方ともよくお会いします。SDGsの考え方は、全ての人がそれぞれの立場から目標達成のために行動することが求められていますので、必要に応じて住民に啓発していきたいと考えます。

以上、松村議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

持続可能性の追求は、誰も置き去りにしないとの崇高な理念の表裏であります。人と自然が輝く豊かな郷土づくりに向け、さらなるSDGsの推進をよろしく願いいたします。

かつて世界的教育者がエジプトを訪れた際、このように箴言されております。それは、高度な文明を持つ国々が滅びた共通の原因について、「そこには国内の経済的な衰退や内乱、他国による侵略、あるいは疫病の蔓延、自然災害など、その時々複合的な要素があったと思います。しかし、一言すれば、本質的な要因は、専制国家であれ、民主国家であれ、指導者をはじめ、国の人びとの魂の腐敗、精神の退廃にあったのではないのでしょうか。人間が皆、自分のことしか考えず、享乐的になっていけば、どんなに優れた文明をもっている、国としての活力もなくなるし、まとまることはできません。私は、一国の滅亡の要因は、国の中に、さらに言えば、常に人間の心の中にあるととらえています。」と。

以上で私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） このたびのコロナ禍において、執行部のご尽力により、感染者を出すことなく住民対応されていることに、まずもって感謝を申し上げます。

また、村民の皆様も、感染をしないように万全の予防をして過ごされていますことに敬意を表する次第でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、災害対策についてです。

地域防災計画が平成24年3月に策定をされ、美浦村防災会議にて毎年検討を加え、必要

に応じて修正がなされています。

資料をごらんください。

茨城新聞「コロナ想定し災害訓練」との記事でございます。この記事では、常総市の取り組みを参考資料とさせていただきます。常総市は9年前の3.11での悲惨な経験を乗り越えて、今回のウイルス対策にも早期に対応すべく、全力で取り組んでおります。

美浦村においても、地震と風水害対策に力を入れて計画策定をしておりますが、ウイルス対策も盛り込んだ検討が急務と考えます。住民も、新型コロナウイルスでここまで深刻な事態になるとは想像もできず、また、知識もないことからの不安を隠せないのが現状でございます。

そこで、今後の取り組みを伺います。まず、毎年会議において検討してきた点と、修正箇所についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

平成24年3月に策定された美浦村地域防災計画では、昨年度、軽微な変更を行っております。修正内容は主に、みほふれ愛プラザを避難所として追加した点と、災害対策基本法等の改正による文言の変更に関連する修正です。具体的には、災害時要援護者から避難行動支援者への変更、避難準備情報から避難準備・高齢者等避難開始への変更などです。本村では大雨の際に水路があふれ、住宅に被害をもたらすことも多くなっているため、避難情報の考え方も、村ホームページの防災防犯サイトに掲載してあります。また、国土強靱化地域計画の策定を予定しているため、それに合わせ、必要な個所の修正を適宜行うこととしています。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、本年度内に国土強靱化地域計画の策定予定とのことですが、ロードマップをお示しいただきたいのと、そのことで、住民とのかかわりがどのように変わるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員の質問にお答えいたします。

地域防災計画は、地震、風水害等の、各種災害の防災に係る業務等を定めた計画であり、発災後の応急対策、復旧・復興等についても範囲としています。一方、国土強靱化地域計画は、地方公共団体の状況に応じて、発災後のあらゆるリスクを想定、リスクシナリオの設定をしつつ、平素、発災前の備えを中心に、包括的な対策を講ずるものであり、従来の狭義の防災の範囲を超え、非常時のみならず、平素におけるまちづくりの視点も含めた、強靱化に係る総合的な計画で、今年度中には策定します。

想定するリスクの設定、事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態、リス

クシナリオの設定、リスクシナリオ回避のために必要な施策分野の設定、リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、住民の方々に強靱化のための推進方針を示すことにより、大規模自然災害等から生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興につなげるものでございます。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまのご説明で、とても細やかで大切な部分を計画策定の中に入れるということが理解をしたわけですが、この計画は、今まで以上に住民への意識啓発が必要であると推察をいたします。現状に即した計画ができますことをご期待を申し上げます。

次に、避難伝達方法について。

a. 地震発生時に防災無線緊急地震速報が発報されますが、終報は地震発生からどれぐらいの時間行い、終報するかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員の質問にお答えいたします。

国民保護情報や緊急地震速報が消防庁などから発せられたとき、美浦村災害に強い防災行政無線システムが自動連携し、村内全域に同時に発報します。これらの緊急情報などは、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどにも自動連携し、村民に情報を発信します。追加で伝達すべき情報があれば、適宜、手動で情報発信を行っています。緊急地震速報について、終報は行っておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、終報はしていないということでしたが、実は以前、地震がおさまった後にですね、防災無線が流れていたときがありましたので、ある程度の時間、決まった時間が、流す決まりがあるのかなということで、確認の意味で質問をさせていただきました。

次に、b. 防災無線に対する問い合わせがありましたら、その件数をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員の質問にお答えいたします。

防災行政無線の聞こえ方については、住民の皆様からもご意見をいただいているところです。本村の防災行政無線は、既存の仕組みを活用しながら、村内の通学路全体をカバーできる拡声局数で放送の有無を伝え、放送内容が判明しない場合も、確認できる手段を用意することを前提として設計しています。そのため、天候やエリアによっては、また屋内にいらっしゃると、どうしても聞き取りづらい場合が生じることがあります。問い合わせ件数については、放送のたびに詳細に記録はしていませんが、1回の放送で一、二件程度のお問い合わせがありますが、導入した昨年度と比べ少なくなっています。仮に問い合わ

せがあれば、内容についてお伝えすることとあわせて、聞き取れなかった際の対処法、自動電話応答サービス及びメール配信サービスの利用を進めています。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、問い合わせに対してはとても丁寧に対応されているということが確認をできました。私のところにも、聞き取りにくい等の問い合わせがあります。そこで電話確認をお願いすると「電話をかけて聞いても、まったくした聞きづらい声」とも言われます。緊急を知らせるための無線であり、それと連動して伝えるメールや電話です。メールですと、確実に正確な内容がよく読み取れますので、さらなる防災メールの啓発が必要と考えます。

そこで、c. 防災無線の今後の対策及び鮮明化をどのように取り組むかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

現在防災無線の放送音声は、音声情報システム入力し、女性の電子音で行っています。また、音の反響を想定し、村内全域にバランスよく音声を届かせるため、多少ゆっくりとした口調で放送しています。そのことが、受信者の位置によって聞き取りづらいと感じさせることがあると認識しています。男性の声の方が聞きやすいのではと、あるいは、ピッチを早めてみては、などのご指摘もいただきます。この仕様は、平成30年度の整備に、事業者のデータ、スピーカー機器の特性、試験放送をしながら決定しましたが、先ほど申しましたとおり、天候でも、聞く方の状況によっても変化します。また、放送する際には、音声内容を簡潔にするなど、音声のシステム入力時にできることは、可能な限り工夫しています。今後も、現状のシステムの中で、少しでも聞きやすい放送になるよう、対応していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） この件に対し、再質問をさせていただきます。

デジタル音声の母音が伸びていることで、次の音声との区切りが鮮明ではないのかなというふうに感じております。実は、稲敷市の危機管理課にも行きまして、音声、デジタル音を確認してまいりましたけれども、美浦村の音声と、はるかに鮮明度が違うんですね。ですので、これは機器の問題でもあろうかと思うので、難しい問題ではあろうかと思いますが、ただいま部長が申しましたように、聞きやすい放送になるよう対応していくという答弁で、了解をさせていただきました。

日中の災害では、高齢者がいち早く避難開始しないと間に合わないことが想定をされます。電話音声の改善も必要と感じております。高齢者の方々に聞き取りやすい音質への検討をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員の質問にお答えいたします。

スピーカーによる屋外防災行政無線放送は、電子メールやテレビが見られない、屋外にいる方々に緊急のお知らせをすることが大きな目的です。いろいろなご意見を伺いながら、現状のシステムの中で、より聞き取りやすい音声にしていきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前向きの答弁をいただきましてありがとうございます。確かに室内でテレビを見ているときでしたら、情報はテレビから早く得られますので、その方が早い避難ができるのかなと思いますが、自宅でテレビを見ていないタイミングで震災があったときに心配であります。子供たちの安全を考慮しながら、通学路全体をカバーしながらも、外にいる方に向けて聞こえやすい設置をされているとのことですので、多くの方に周知できるための、さらなる改善策を講じていただきたいと思います。

次に、d. 自助強化のための自主防災組織啓発についての取り組みをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

巨大大災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分で守るという自主防災、あるいはコミュニティに根差し取り組むという、地区防災が不可欠です。非常時における自主防災組織は、地域をよく知っているからこそ、細やかな対応ができると、現場に近くにいるからこそ、迅速な対応ができるというメリットを持っています。日常時には、顔の見える関係を通して、支え合うきずなを育むことができる、地域密着の取り組みを通して、安心できる環境をつくることができるというメリットを持っています。これらのメリットを生かしつつ、コミュニティだからこそできる取り組みを推進し、地域密着でしかできない活動を展開して、行政など、公助の限界をカバーしていただければと考えています。これらのことから、自主防災組織の必要について啓発し、現在、消防団を除くと村内には七つの自主防災組織がありますが、美浦村自主防災組織活動育成事業、防災士研修費等補助金の活用の周知を、引き続き行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 取り組みについては理解をいたしましたけれども、3点まとめて再質問をさせていただきます。

七つの自主防災組織との答弁でしたけれども、一つ目、各組織の活動状況。

二つ目、補助金のことはホームページに掲載しておりますけれども、さらに知っていたくための方策を検討されているかどうか。

3点目、近年、自然災害が多発する中で、県民の防災意識が高まっております。そこで、県の防災大学が活発化して、受講生が年々ふえているわけですが、本村の防災大学

開催の周知方法をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

七つの防災組織のうち、2団体については毎年防災訓練を行っています。また、五つの団体が、村自主防災組織活動育成事業の助成金を受けています。

村自主防災かつ防災組織活動育成事業は、区長会の会議の際に紹介し、村ホームページでも掲載しています。今後、助成金の額など詳細についても、ホームページで掲載していきたいと考えます。

防災士試験の受験資格が得られる、茨城県の防災大学の周知については、村独自には行っていないので、募集時期になりましたら、村ホームページからも確認できるように、また、M i h o V i s i o n への掲載なども考えていきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ホームページに助成金の明記があると、よりわかりやすいと思います。

以前、見晴地区の自主防災活動が掲載されて、記憶に残っているところでございます。2団体が毎年活動されているということは、とても素晴らしいことであります。ですので、もう1団体の活動内容も紹介していただけると、よりわかりやすいのかなというふうに思います。また、助成金活動されている五つの組織の活動も、ぜひ活動を掲載していただきたいと思います。

防災大学についても次回募集からの周知がホームページ、M i h o V i s i o n で周知されるということを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、②風水害・地震・その他の災害に備える取り組みについてお尋ねをいたします。

a. 避難所開設のタイミングは、どのようなタイミングで開設されているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

避難所開設ですけれども、災害が発生しそうな状況に応じて、避難者の健康状態も考慮しながら開設していきたいと考えます。これまで、浸水被害が予想される地域には、暗くなる前に、自動車の避難や、災害に備える呼びかけを行っています。台風等風水害の恐れがあるときには、気象情報を確認しながら、住民の方が行動できる時間帯で早目の避難所を開設をしていきたいと考えます。地震が発生した際も、被害に応じて必要な避難所を迅速に開設したいと考えます。その他、状況に応じながら開設していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 住民の方が行動できる、日中の時間に開設されているというこ

とで了解をいたしました。

次に、b. 避難所までの住民行動体験事業。

地域での防災訓練、地区公民館への避難訓練について伺います。

資料をごらんください。

これも茨城新聞に掲載させていただいております。

「指定避難所を見直し」大子町ということで、ウイルス等含め、複合災害が起きたときを想定すると、今の自主避難所では補えず、多くの避難所開設が必要になる可能性がございます。それは美浦村でも同じだと思っております。そのように危惧をしていましたら、ちょうど茨城新聞で、大子町が取り組んでいる記事が掲載されましたので、資料としてアップをさせていただきました。

本村の見解を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

毎年実施している美浦村防災訓練では、想定避難所までの避難訓練をするという意味で、避難時を想定した装備で、会場まで徒歩で来ていただけるよう促しています。参加者受付も避難所入所のデモンストレーションを兼ねて行っているため、住民行動体験事業の考え方は、既に取り入れていると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは、再質問をさせていただきます。

毎年行われている防災訓練は、本当にとってもすばらしくて、多くの方々に参加していただきたいと感じているところでございます。

そこで、村の避難訓練では、避難場所に徒歩で参加している方の人数を把握をしているのでしょうか。災害の際に、共助の観点から地区の公民館に避難することも重要と思われませんが、そのような訓練をしているのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

ここ4年間の防災訓練の参加者について、モニターのほうをごらんいただきたいと思います。ここに表示のとおりとなっております。4年間の参加人数が表示してあります。この中で、徒歩で訓練に参加している方の人数は把握はしてございません。今後、参加者には確認したいと考えます。

また、先ほど申しました防災訓練を実施している自主防災組織では、村や消防署にも相談、協力の要請がありますので、訓練の一つとして、地区の公民館等への避難については提案していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 徒歩参加者確認を、これもされるということと、自主防災組織に関しては了解をいたしました。

地区ごとであれば、歩いて避難する練習が可能と考えます。地区公民館は、歩いて行ける第一次避難所ですので、訓練の一つとして区長さんに提案をしていただくという、今の答弁でございますので、地区防災力が少しでも進むことを願います。

次の質問ですが、c. 防災バッグ必需品作成事業（簡易トイレ・フェイスシールド・マスクほか）についてですが、複合災害に備えて、防災バッグ内の見直しが必要であると思いますが、どのような働きかけをお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

防災バッグは、災害時にすぐに持ち出せるようにしておくものであると思います。災害時の初動は、自分の身は自分で守るという部分でもあることから、6月の広報みほでも掲載しましたが、日ごろから、非常時に備えて、必要なものは準備するよう、さらに広報活動をしていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ここに広報みほを持参させていただきました。

ただいま部長が答弁いただきました広報みほに「ワンポイント防災情報」、このようにね、きちっと明記していただいて、今月も、15回ということで掲載していただいていますので、大切なポイントを毎回掲載していただいていますので、私も毎月広報を見る一つの、楽しい一つの1コマとなっております。これも、本当に住民の方が、ここをよく見ていただけることを、さらにPRをしていただきたいなと思っております。

資料をごらんください。

これは簡易トイレの写真でございますが、これは段ボールとポリバケツでつくる簡易トイレでございます。大災害時の避難所では、トイレを清潔に使うことがとても困難になってきます。そこで、このような簡易トイレを各自が持参すれば、とても助かるグッズの、一つの参考としてアップをさせていただきました。これも簡単につくれます。

次にですね、フェイスシールドの写真でございますが、これはフェイスシールドと手づくりマスク。これ、私がつくったものでございますが、ウイルス感染症対策においては、飛沫感染防止にも必要なグッズとなります。私も、自分でフェイスシールドとマスクを作成してみましたけれども、材料も100均等でそろえられる、安価な値段で、簡単に制作することができました。

村でもこのような、災害時に有効となるようなものを作成する講座を開催してみたいかがででしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

今、手づくりマスクをしている方も大勢いると思います。インターネットでも、多くの動画やつくり方を掲載したサイトを見ました。住民の方が、どのようなものであれば興味があり、講座として募集した場合に参加していただけるか、研究していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前向きな答弁、答弁をいただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

最後になります。村長にお伺いいたします。

災害は昼夜を問わずやってくるため、役場の職員も、災害対策本部を立ち上げたとしても、休日や時間外は、すぐに役場に参集することはできません。緊急時は住民の協力が必要です。住民の、災害に対する備えを促進するためには、どのように働きかけていけば有効であるとお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、定例会再開日大変ご苦労さまでございます。

今、質問者の林議員が防災士ということで、答弁も総務部長、防災士。内容の濃い質問と答弁が行き渡ったのかなというふうには聞いておりました。

そういう中でですね、村内でも各小学校三つ、中学校一つありますけれども、学校単位と、中学校は村総合的な感じの防災訓練を実施して、もう8年過ぎました。

美浦村では、自然災害——去年はね、15号と19号の台風が大分、美浦村も被害がありました。備えあれば憂いなしなので、これからも自然災害は起こりうるということを想定内に入れて、ぜひ、議員がおっしゃるような、いろんな備えをすべきであろうというふうには思っております。ぜひその折にはですね、防災士を持っておる議員と、職員でもそういうふうな防災士も持っておりますので、ぜひ、各地域、または、村の中の、そういう災害に対する予備を、講習をしたり研修をするということは、かつ必要であろうというふうには思っております。ぜひ、そのときには事前にですね、起きてからではなくて、空振りでもいいんで、早目に対応をするということが必要になってくるかと思います。

ふれあい愛プラザができて一つふえましたけれども、その前に17の避難場所が美浦村の中にありますので、近くに避難をする。全体的な部分でやると、ふれ愛プラザのほうを開設するというのが1番、こここのところ多いわけなんですけれども。地域の、歩いて行ける各地区の公民館とかは、地域の人が、まずは、村のほうで開設をして、職員を張りつけ、そこに歩いて行ける。その訓練も必要になってくるかと思います。ぜひ、そのときには先頭に立って、防災士の対応のよさを発揮していただくことをご期待したいなというふうには思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 防災についての最後、村長の答弁をいただきまして、多くの同

僚議員が、防災に関して質問をしております。それは住民の命を守ることを最優先に考えているからであります。ただいまの村長の答弁からも伺えるように、執行部も、その点は同じであると認識をしております。

自然環境は常に変化し、防災計画も常に見直しが必要であることから、強靱化計画が、複合災害・分散避難にも視野に入れた充実したものとなり、また、自主防災組織の拡充がなされ、住民の自助力が強化することを願い、災害についての質問を終わります。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時20分に再開をいたします。

よろしくお願いします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林 昌子君の一問一答での方式を再開いたします。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは次に、子宮頸がん予防ワクチン接種について伺います。2009年頃に質問しておりますので、改めて、子宮頸がんについて簡単に説明をさせていただきます。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分にできるがんで、年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人もの女性が亡くなっております。子育て中の女性が、幼い子供を残して亡くなるケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれている、怖い病気であります。この子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスで、性交経験がある女性の80%以上が、50歳までに感染すると言われております。

しかしながら、がんの中でも、唯一予防できるがんとして、このワクチンが世界中で使用されるようになりました。この予防ワクチンは日本でも2009年12月にやっと承認をされまして、2010年11月より、国の基金対象ワクチンとなり、接種が進みました。

その後、2013年4月より国の定期接種となり、対象者の小学6年生から高校1年生までが、定期接種として無償で接種できるようになりました。ちなみに、1回約1万6,000円程度のワクチンを、決められた期限内に3回接種できる費用を、対象者1人に対し、約5万円を国が予算化しているものであります。

この取り組みが始まった年は、8割から9割の対象者が接種を希望しておりました。ところが、接種後、多様な症状が生じたとする報告により、国は2013年6月に、自治体による積極的勧奨の差し控えを行いました。

それでも国は、現在もワクチンを定期接種の対象としており、毎年予算化をされております。ですので、接種を希望する小学6年生から高校1年生の女子は、定期接種として接種可能な環境は維持されたままであります。

そこでお伺いいたします。

定期接種が始まった当初から現在までの接種者数など、子宮頸がん予防ワクチンの状況についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員のご質問にお答えいたします。

まずは、子宮頸がんの状況についてご説明いたします。

子宮頸がんの発生には、その多くに、発がん性のヒトパピローマウイルスの感染が関連しており、このウイルスに感染すること自体は特別なことではなく、誰でも感染する可能性があります。健康な女性は、ウイルスが感染しても、免疫の働きなどにより、2年以内にウイルスは自然排除され、約90%の人は一過性の感染で終わり、子宮頸がん発症に至るのには少ないとされております。ウイルスが持続感染し、まれに高い増殖性をもって増加し始めた場合に、感染から数年、数十年後に前がん病変の状態を経て発症すると考えられております。子宮頸がんは、若い女性から年齢の高い女性まで、全ての年代の女性が罹患する可能性があります。近年では、20歳代から30歳代で増加しているのが特徴でございます。

本村における子宮頸がん予防ワクチンの接種状況でございますが、年度別の接種者状況をタブレットに掲載させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

本村におきましては、中学1年生から高校1年生相当にある女子を対象に、中学1年生を標準的な接種期間とし、平成22年度から任意予防接種として開始しております。初年度は146人、平成23年度は118人、平成24年度は103人が接種しております。平成25年度からは、対象年齢を小学6年生からとした定期予防接種となりましたが、副反応の発生による通達もあり、接種者は19人となり、平成26年度は1人、平成27年度から令和元年度までの接種者はゼロとなっております。

副反応の発生による通達とは、定期予防接種として開始された平成25年6月に、厚生労働省からの通達「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の対応について（勧告）」のことで、副反応症例の発生により、市町村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意することとされ、副反応について医学的な説明ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨を一時延期することになり、現在に至っております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で現状理解できました。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種に関する周知方法についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種に関する周知方法についてでございますが、平成22年度から平成25年度までは個別通知、健康スケジュール、村ホームページによる周知を行っております。

す。平成26年度からは、接種の積極的な勧奨とならないよう留意することの通知がありましたことから、個別通知を取りやめ、健康スケジュール、村ホームページによる周知を行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 日本産科婦人科学会は令和元年11月1日に、自治体が行う子宮頸がん予防ワクチンが定期接種対象ワクチンであることの告知活動を強く支持します。と声明文を発表いたしました。また、令和元年12月には首長あてに、子宮頸がん接種通知についてのお願いとし、正確な情報を対象者に伝えるよう、勧奨ではなく、周知のための通知文を送付しているところでございます。

今回この時期にこのような質問した私の意図は、産婦人科学会が並々ならぬ思いで行動を起こされているのに対し、半年たっても自治体の動きがないことに、私自身が危機感を感じたからであります。子宮頸がんワクチンは定期接種A類と位置づけられていることから、行政として周知義務があり、個別通知をするべきと考えますが、その点どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの効果について、正しい情報を提供していくことは重要なことと考えております。一方、ワクチン接種後の副反応として、意識消失や失神などに該当する、重い症状も報告されております。国では、この問題について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会におきまして、検討をしております。

本年5月25日には、茨城県より、この部会の第42回部会におけるヒトパピローマウイルスワクチンの情報提供に関する調査結果報告に関する通知があり、その内容は、調査対象の12歳から69歳の方のうち、86.3%の方が、リーフレットを見たことがない、34.2%の方が、ヒトパピローマウイルスワクチンの意義・効果を知らない・聞いたことがない、45.5%の方が、接種後に起こり得る症状について知らない・聞いたこともない。と回答しているとのことでありました。

このような状況を踏まえ、接種が、子宮頸がんの予防としたものであることが適切に伝わるよう、また、副反応のことも含め、ワクチン接種に関する情報を確実に届けるために、今年度より個別通知を再開していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 美浦村では、定期接種に関しては個別通知をするという、本当に丁寧な取り扱いをしていただいております。その中で、この子宮頸がんワクチンだけが、定期接種でありながら、個別通知をしてないということは、やはりおかしいと思っております。このように指摘をさせていただきました。

ただいまの答弁で、今年度より個別通知を再開していきたいとの、早期対応して下さる答弁をいただきましたこと、感謝を申し上げますとともに、また評価をさせていただきます。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種に関する今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の第46回部会における、令和元年9月から12月の副反応報告では、ヒトパピローマウイルスワクチン接種における重篤率は0.0041%で、ほかの予防接種における重篤率、肺炎球菌ワクチンの0.0016%、おたふくかぜワクチンの0.0014%、水痘ワクチンの0.00074%、麻しん風しん混合ワクチンの0.00055%と比べ、副反応の重篤率が高くなっていることであります。

また、副反応の症状に関して、ヒトパピローマウイルスワクチン接種後の失神関連副反応疑いの資料によりますと、副反応症状の発生率は、日本は10万接種当たり14.16例に対し、海外の発症率は10万接種当たり2.410と、明らかに差が見られ、日本における発生率が高くなっているとのことでございます。

このような状況を踏まえ、今後、本村におきましては、接種対象者及びその保護者の皆様が、ワクチン接種について検討・判断ができるように、先ほど申しあげました個別通知の際に、ワクチン接種に関するリーフレットを添付するほか、村ホームページにおきましても、ワクチン予防接種の説明とともにリーフレットを掲載し、予防接種の意義・効果とあわせて、接種後に起こり得る症状の副反応につきましても、情報提供をしまいたいと考えております。

また、ヒトパピローマウイルス予防ワクチンは、既に感染したウイルスを排除したり、子宮頸がん等の病変の進行を抑制したりする作用はありませんので、早期発見につながる定期的な子宮頸がん検診につきましても、周知をしまいたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 多岐にわたる周知方法をお考えいただき、本当にありがとうございます。

一般のがん治療においても、抗がん剤の副作用に苦しまれながら、回復するために苦痛に耐えながら治療されている方がたくさんいらっしゃいます。子宮頸がん予防ワクチン接種によって重篤になられた方も、同様に大変な治療をされていらっしゃる方には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

資料をごらんください。

子宮頸がん罹患率と死亡率のグラフでございます。

左側のグラフを見ますと、子宮頸がんは婦人科領域の中で断トツに発症率が高いという

ことがわかります。右側は子宮頸がんの罹患率と死亡率のグラフです。一般的には、社会人となり、希望を持って過ごしている世代であり、子育て真っただ中の若い世代の、20歳から30歳の罹患率が1番高く、発症してからは何と、40年から50年の間、生涯にわたって、長期につき合っていかなければならないがんといえます。ワクチン接種せずに罹患した人の人数や、亡くなられた方的人数が多い現状がわかっていただけるグラフを示させていただきました。

先ほどの答弁で、子宮頸がんワクチン予防接種について知らなかったという方が多いと申しておりましたが、今年度から該当者への個別通知を出していただくことで、親子で話し合う場ができ、大分周知されると期待をするものであります。

子宮頸がんにかからないためのワクチンです。子供たちの人生と命を守るために、強制はできませんが、接種すべきときに、納得をして接種してほしいと願います。

最後に、子宮頸がん予防ワクチン接種の取り組みをどのようにお考えか、村長の考えを伺います。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、子宮頸がんワクチンということで、今、保健福祉部長のほうからも答弁がありましたけれども、副反応が出るということで、去年、日本産婦人科学会のほうから、ワクチン接種をすべきだよというような要請もありますけれども、平成25年に厚労省のほうから文書通達で、「積極的な接種勧奨については、控えるように」というような通達もしていたということがあります。

こういうことからですね、子宮頸がんにかからないようにするには、接種をするべきということで、個別通知は、これはやってもいいけども——やることはいいんですけども、当事者と保護者の中で、その副反応もあるんだよということも周知をさせないといけないというふうに思います。

まずは、こういうような部分で、日本全国を、日本全体をですね、やるのには、本来であれば、国においてですね、十分な検証を行って、この副反応が出ないようなワクチンの部分をね、つくってもらおうということを、できれば、議員のほうからも、お知り合いの国会議員のほうで、国で、厚労省とこの問題は詰めていただくと。そのほうが安全で安心なワクチンの接種になるであろうというふうに思います。

村といたしましては、接種の対象者・保護者には、先ほど部長が答弁したように、受けるか、受けないか、判断は当事者の考えの中でやっていただくようにすることとして、個別通知は、先ほども、今年度から通知は出していきたいと思いますというふうなことを答弁しましたので、十分そのリスクもあるということを理解した上で、接種をしていただけるようになっていただければいいのかなと。そのための、先ほどの数字が、重篤率の数字とか、いろいろ答弁されましたけれども、その辺も含めて、通知の部分で、本人たちには周知をしてもらうということが、その上で接種をするということを決断をするのであればいいのかなと。

ぜひ、ここ、美浦村議会の中でやるよりも、国全体を、本当は厚労省巻き込んでやるべきだなというふうに思っておりますので、その辺、議員のほうからもよろしく願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの、村長が言われましたように、私自身も国会議員のほうに、村長の思いもあわせて伝えていきたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

今、国に対してですね、全ての人が無料で接種できるための署名運動が活発化しております。一例を示しますと、19歳の女性ですが、副作用のニュースが流れたのと——これ本文のままです。「副作用のニュースが流れたのと同時に、私のワクチン接種の機会も流れました。親にとめられたからです。大学生になってから6万円を支払って仕方なく自主的に接種しましたが、あまりに負担が重く過ぎます。まだ接種できていない同世代の女性に接種の機会をちゃんとください。」また、22歳女性では、「子宮頸がんの多くはHPVワクチンで予防することができます。少子高齢化が進行しており、医療費を含む社会保障費がかさむ中で、予防できる病を予防する策をとることで救えるのは子宮頸がんになるかもしれない人だけではありません。産みたかったのに産めなかった人も救うため、日本全体のための行動を求めます。」と、若い方の生の声であります。

若い人のがん予防に力を入れて、さらなる健康長寿の美浦村、また助かる命を助ける対策を進める美浦村であることを願い、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

まず初めに、児童生徒の1人1台端末の整備について質問いたします。

美浦村では、近隣自治体に先駆けて、小中学校へのタブレット端末や普通教室への電子黒板の整備を進めてきました。このハード面に加えて、有効に活用できるようICT支援員も配備しており、ソフト面にも配慮した、素晴らしい環境を構築していると考えております。

一方、国においても、GIGAスクール構想の加速による学びの保障を掲げた、令和元年度及び令和2年度補正予算が組まれたところであり、国では、全国の小中学校における1人1台端末の整備に力を注いでいます。

本村としてもこの機会を十分に生かし、村内の小中学校への1人1台端末の整備を積極的に進めるべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

○教育長（富永 保君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

児童生徒の１人１台の端末の整備につきましては、議員おっしゃるように、昨年12月に文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出したことが発端となっております。

このGIGAスクール構想でございますが、端的に申し上げますと、児童生徒向けの１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを、全国の学校現場で持続的に実現させる構想というものであり、１人１台の端末整備を令和５年度までに達成する計画となっております。

当初は、令和元年度の国の補正予算を活用し、令和２年度に小学校５年生、６年生及び中学校１年生の３学年の端末整備を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として成立した、国の令和２年度補正予算では、１人１台端末の整備について、令和５年度に達成を目指していたものを前倒しし、小学校１年生から中学校３年生までの、全ての学年について予算措置されました。

これを受けまして、本村におきましても令和２年度中に、全ての学年について児童生徒の１人１台端末整備を行う計画をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○２番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

本村においても、令和２年度中に全ての学年分について、児童生徒の１人１台端末整備を計画していただけるとのこと、よろしくお願いいたします。

次に、家庭でのオンライン学習環境の整備について伺います。

今般の新型コロナウイルスにより、村内の小中学校は３月２日から長期休校となり、分散登校を経て、６月８日からようやく通常登校というような、長期臨時休校の措置がとられました。

このような中、各小中学校も子供たちの学びを確保するため、家庭学習やプリントの作成など、さまざまな手段を講じていただいたことと思います。先生方のご尽力には敬意を表する次第であります。

一方、今回のような休校の際には、タブレット端末を利用したオンライン授業を実施することにより、子供たちの学びの環境を確保することが大きくクローズアップされました。オンライン学習により、——すみません、ちょっとタブレットが急に——オンライン学習により、子供たちの学びの環境を整備することは、教育上とても有効であり、今後この取り組みを、さらに推進していくことが必要だと考えております。

しかしながら、家庭によってはタブレット端末を持っていない、あるいは、インターネット環境がない家庭もあると思います。そこで、本村では、そのような児童生徒が何名くらいいるのかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

家庭でのオンライン学習をする際の環境の整備についてでございますが、各学校で調査をいたしましたところ、各家庭の端末の有無に関しましては、ほとんどの家庭でスマートフォンかパソコンはございますが、今回の調査では、タブレット端末に限定した質問はなく、また、家に端末があるものの、保護者がいない時間に児童生徒が使用できる端末があるかについて、全ての学校でのデータがございませんので、今後、教育委員会でアンケート調査を行い、各家庭での端末の状況を把握していこうと考えております。

なお、各家庭のWi-Fi整備状況につきましては、Wi-Fi設備を持たない児童生徒は、各小中学校合わせて110人で、全児童生徒数との割合では14.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

ほとんどの家庭でスマートフォンかパソコンは持っているが、Wi-Fi設備を持たない児童生徒は、全児童生徒数との割合では14.4%とのこと。新型コロナ感染の第2波・第3波が来たときに再び外出自粛となり、学校が休業となったときなどには、オンライン学習環境のない児童生徒に対し、村でタブレット端末やモバイルルーターを貸し出して、オンライン授業を受けることができる学習環境を提供することが必要だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

○教育長（富永 保君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波により、学校が休業となった場合の、オンライン学習環境にない児童生徒への対応というご質問でございますが、令和2年度の国の補正予算で、Wi-Fi環境が整っていない児童生徒に対しての、Wi-Fiルーター貸与等によるLTE通信環境整備支援が措置されており、その活用を図ってまいりたいと存じます。

なお、端末を持っていない家庭の児童生徒への対応でございますが、現在、校内で使用している生徒用タブレットは、授業用ファイルサーバーへアクセスするため、相当程度の情報セキュリティが必要となり、校内のWi-Fi環境のみの適用となっていることなどの制約があるため、現状のままで各家庭へ貸し出して使用とすることは難しいものとなっております。

今後、セキュリティの対応が可能となるかどうか、あるいは、美浦Wi-Fiが入る施設に子供たちに来てもらい、そこで学校のタブレットでオンライン学習をするというような、別の形で対応できるのか検討を進めてまいります。

なお、基本的には、第2波・第3波により学校が休業となったとしても、まずは授業時数を確保していく——確保して指導していくことが大切であり、児童生徒や保護者から望まれていることだろうと思いますので、そのことに最大限努力していきたいと考えており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染の第2波・第3波が来たときに再び外出自粛となり、学校が休業となった際にも、本村全ての児童生徒がオンライン授業を行うことができるようになることを切望し、私の質問を終わらせていただきます。

次に、習い事教室についてお伺いします。

令和2年3月定例会において、幼稚園の習い事教室についての質問の際、答弁の中で、「令和2年度、準備が整い次第できるだけ早い時期に課外教室——これ、習い事教室のことですね。を開講していきたい。」とのご答弁をいただきましたが、このたびの新型コロナウイルス感染があり、予定どおりにはいなくなつたと思うのですが、今後どのように考えておられるのか、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

○教育長（富永 保君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

幼稚園の課外教室につきましては、3月の定例会の一般質問で、「魅力的な幼児教育の実現について、美浦幼稚園の今後の取り組みは」という質問に、前教育長の糸賀教育長から、「令和2年度より美浦幼稚園で課外教室を実施したいと考えており、事業者については公募により募集し、準備が整い次第、できるだけ早い時期に開講したいと考えております。」と答弁をしております。

美浦幼稚園につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月17日から登園の自粛を求めており、4月23日からは臨時休園となりましたが、先週の6月8日に、約1カ月半ぶりに再開することができました。

このようなことから、年度当初にも行おうと予定しておりました、事業者の公募について、現在までに実施できていない状況でございます。

今後は、事業者公募の最終的な条件などの調整を行い、速やかに公募を実施してまいりたいと考えております。また、開講につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、できるだけ早い時期に開講したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

幼稚園の保護者の皆様も、習い事教室はとても期待をしていることですので、早く開講でき、美浦幼稚園が魅力的な幼稚園となることを切望し、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後零時00分 散会

**令和２年第２回
美浦村議会定例会会議録 第３号**

令和２年６月１９日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第１号 村道路線の廃止について

議案第２号 村道路線の認定について

議案第３号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第４号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第５号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第６号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第７号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第８号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第９号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 あっせんの申立てについて

議案第11号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第２号）

閉会中の継続審査について

閉会中の所管事務調査について

１．出席議員

１番	下村宏君	２番	山崎幸子君
３番	北出攻君	４番	松村広志君
５番	葉梨公一君	６番	小泉嘉忠君
７番	塚本光司君	８番	岡沢清君
９番	飯田洋司君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

１．欠席議員

なし

１．地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君	
教	育	長	富永保君	
総	務	部	長	平野芳弘君

保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和2年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

なお、本日も昨日に続き、クールビズでのポロシャツの着用を認めております。

なお、天候によって、寒さ暑さは、それぞれの各自で調整をしていただきたいというふうに思います。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第1号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） 議案第7号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、議案要約書によれば、新型コロナウイルス感染対策として、国保被保険者のうち、被用者で、新型コロナウイルス感染または感染の疑いがある者へ傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものとなっております。

改正条例についてなんですけれども、法律であれば、いわゆるこのような、新型コロナウイルスによる場合は、時限立法的な要素を持った法律の改正となるわけなんですけれども、この場合は、新型コロナウイルス感染流行という前提での条例を改正するものであって、いわゆる恒久法的な観点での条例改正ではないと思うんですけれども、これは、条例の有効な時点としては、例えば、新型コロナウイルスが収束した時点で、すぐに条例をまた改正するのか。

いわゆる、また元に戻すということになると思うんですけれども。この場合は、例えば来年の3月とか9月とか、その時点で収束していることが確認されれば、定例会本会議でまた、同条例の改正を行うものなのか。このことについてお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、適用期間が9月30日、令和2年9月30日となっております。継続——例えば、30日で入院とかで継続している場合には、1年6カ月間まで最長認めるものとしております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） 再度お尋ねします。

議案にあるように、国民健康保険条例を改正して、ただいま適用期間が9月30日と。ただ、例外的に疾病等が続いている場合は最長1年6カ月まで認めているということでした。ということは、9月30日を経過した時点で、この条例は廃止に、自動的に廃止になるものなのか。あるいは9月30日まで有効となりますから、9月以降の臨時議会、あるいは12月議会に、さらに同条件を改正する。

つまり、この議案第7号にある条例適用がされなくなるという、そういった状態になるためには、さらに条例の改正案が必要だと思うんですが、そのような手続はどのように行われるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（下村 宏君） 鈴木課長、出席してください。

担当課長のほうから答弁をもらいますので、休憩せずにお待ちください。

○議長（下村 宏君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 国保年金課 鈴木でございます。

先ほどの質問に対しましてお答えいたします。

条例の中では、制定の附則じゃないですね——改正の附則の1番最後のところで、「この条例は、被用者特例傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。」ということで、具体的な日にちとしては、令和2年9月30日ということで、規則のほうで——条例施行規則のほうで設けてありますが、この期間についても、国からの補助金がありという単なる期間、最初に国から示された期間でありますので、ただ、国のほうでも流行の状況を見ながら、この9月30日できっかり切るというものではなくて、状況見ながら、その後に延長もありうるというような形で示されております。

当然その、国のほうの補助金がおきる期間というのは、村のほうもこの規則の内容、日にちのほうを9月30日から村で判断のところ、あるいは、ほかの市町村の状況とか鑑みて延ばすということで対応をしますので。

条例についてはこのまま、規則で定める日ということで規則改正となりますから、議会のほうにはお諮りをしないで、村長の決裁をいただいてから、このような状況なので何日まででどうでしょうということで、そのような対応をすることで考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） 2回質問して、答弁をいただいてよくわかりました。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 あっせんの申立てについてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第11号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務経済委員長から、審査中の請願第1号について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査についての申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和2年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠

署 名 議 員 塚 本 光 司

署 名 議 員 岡 沢 清